

各養護老人ホーム  
各特別養護老人ホーム  
各軽費老人ホーム  
(奈良市を除く)

} 管理者 殿

奈良県福祉保険部介護保険課長

結核の定期健康診断の実施および実施後の報告について（通知）

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進について、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

感染症法第 5 3 条の 2 の規定により、病院、診療所等の従事者に対する結核の定期の健康診断の実施及び法第 5 3 条の 7 の規定により、都道府県知事（保健所長経由）へ報告が義務づけられています。

これを踏まえ、県疾病対策課長から別添のとおり周知依頼がありましたので周知します。

つきましては、定期健康診断の実施と実施後の報告を確実に行っていただきますようお願いいたします。

報告方法等については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nara.jp/item/84960.htm#itemid84960>

○ 添付資料

- ・ 結核の定期健康診断の実施および実施後の報告について（依頼）  
(令和7年6月18日付け疾対第204号県疾病対策課長通知)

奈良県介護保険課 介護計画係  
TEL:0570-009-006